

<貸室等利用料金（１）減免基準>

1. 長崎県、長崎市、県内の小・中・高・盲・聾・養護学校のいずれかが、経費の一部または全部を負担して利用するもので、入場料等を徴収しない場合は7割免除。入場料等を徴収する場合は5割免除。
2. その他、館長が必要と認める場合はその都度定める。

備品使用料

名 称	料 金	単 位
〈ホール利用〉		
液晶プロジェクター	4,400	円／回※
映写スクリーン	520	
音響・拡声装置 1式	3,140	
〈イベントの間利用〉		
茶道具 1式	1,360	円／回※
折り畳み机（1台）	40	

※ 1日を9:00～13:00、13:00～17:00、17:00～21:00の3つに区分し、それぞれ1回とする。

【長崎歴史文化博物館 貸室利用について】

1. 利用の申請	「長崎歴史文化博物館貸室利用申請書」を博物館に請求後、利用開始日の 2週間前まで に、博物館へ提出してください。 FAXでの申請書提出も可。
2. 申請手続き	指定の申請書に必要事項を記入の上、提出してください。 利用承認後、利用許可書を発行いたします。 館の設置目的を逸脱する恐れがあると認められた時は、利用を許可しない場合があります。
3. 利用時間	博物館開館日の9:00～21:00 休館日：毎月第1、3月曜日（祝日の場合は翌日）
4. 利用開始の申出等	当日利用する前には、必ず博物館事務室に申し出てください。 (利用許可書をご持参ください。)
5. 料金の納入	<現金持参の場合> 利用開始前までに事務室にて納入ください。 <銀行振込の場合> 後日発行する 許可書の指定日まで にお振込ください。 (振込手数料は利用者の負担とさせていただきます。) ・振込先 十八親和銀行 桜町支店 普通預金223863 長崎歴史文化博物館
6. 利用の変更等	許可を受けた時の利用目的以外に利用したり、その権利を譲渡したり、転貸したりすることはできません。
7. 利用の取り消し等	許可の条件に違反した時は、許可の取消し、または利用の停止もしくは利用を制限することがあります。

8. 予約取り消し料	<p>キャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。</p> <p>利用開始日の3日前～前日・・・利用料金の50%</p> <p>利用開始日 当日・・・利用料金の全額</p>
9. 損害賠償	<p>施設、設備、備品等を破損し、または滅失させた場合はその損害を賠償していただくことがあります。</p>
10. その他	<p>(1) 施設、設備、備品等を破損し、または滅失することがないように留意ください。</p> <p>(2) 他のお客様の迷惑になる行為はご遠慮ください。</p> <p>(3) 天候その他の都合により貸出をお断りすることがあります。</p> <p>(4) 会議室、講座室、イベントの間以外での飲食はご遠慮ください。</p> <p>(5) 館内はすべて禁煙です。</p> <p>(6) 一部の例外を除いて物品販売はできません。販売を予定している場合は事前に申請し、許可を受けてください。</p> <p>(7) 当施設の利用に当たっては、博物館係員の指示に従ってください。</p>
11. 問い合わせ	<p>〒850-0007</p> <p>長崎市立山1丁目1番1号</p> <p>長崎歴史文化博物館 総務グループ</p> <p>TEL : 095-818-8366</p> <p>FAX : 095-818-8407</p>

